

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

- 案件名 : 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」改定案
 ○意見募集期間 : 令和6年12月20日～令和7年1月10日まで
 ○意見等の提出件数 : 214件(104人)

NO.	意見等の概要	延べ件数	県の考え方
1	<p>(若者が働きたいと思える環境づくり) 働きたいと思える魅力のある企業の育成や起業の支援など、もっと若者が働きたいと思えるよう、具体策をプランに記載すべき。</p> <p>[本文P45]</p>	1	<p>[今後の取組の参考] 本プランでは、今後5年間の施策の推進方策の方向を示しており、ご指摘の内容についてはP.45「①多様な就業選択枝の確保」に記載しております。具体的な事業内容については、毎年策定する子ども・子育て未来プランの年次プログラムにおいて記載し、子ども・子育て会議で評価検証しながら進めていきます。</p>
2	<p>(子育て世代の生活の安定) 子育て世代の生活安定のため、正規雇用100%、早急に時給換算1500円の報酬を目指し、奨学金は返済不要にするなどの施策を県が行い、国にも要求してほしい。男女の賃金格差解消や女性の正規雇用化を進めてほしい。</p> <p>[本文P45]</p>	2	<p>[ご意見を反映しました、本文の趣旨に一致] P45 I 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築 1若者の経済的基盤の安定に向けた支援【主な取組】②雇用の安定と定着、労働環境の改善3行目に、「経営者へのセミナーや個別指導等を通じ、正社員転換や同一労働同一賃金による処遇改善促進に努めるとともに、」を追記しました。 男女の賃金格差については、P.63 V 子育てと仕事の両立支援に記載のとおり、性差にかかわらず生き生きと働き続けられる労働環境の実現を目指していきます。 また、「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定制度」を創設(P.65)し、男女の賃金格差などの数値基準や女性活躍につながる取組を企業が自己診断により、現状を数値化・見える化し、一定の基準に達した企業を認定しています。こうした取組が賃金格差の是正の後押しになると考えています。</p>
3	<p>(プレコンセプションケアの概念について) 「プレコンセプションケア」の概念が一般には知られていないので、注釈をつけるべき</p> <p>[本文P46]</p>	3	<p>[本文の趣旨に一致] パブリックコメントの参考資料に「用語集」を公表し、一般に通じにくい概念について用語説明を行っており、「プレコンセプションケア」についても、P.5で「妊娠及び出産の希望を含む自分たちの将来設計を考えて、日々の生活や健康に向き合うこと」と記載しています。 完成したプランの巻末にも、この用語集(P.90～)を掲載し、プランをより理解していただきやすくしています。</p>
4	<p>(学校現場における性教育について) 現在学校でおこなわれている性教育の内容では妊娠・出産に関する知識の普及啓発は難しい。幼少期からの包括的性教育としてとりくむことを記載する方がよい。</p> <p>[本文P46]</p>	14	<p>[本文の趣旨に一致] 本項目においては、価値観が多様化し、自分らしい人生を送る人が増加する中で、仕事・結婚・出産・子育てにおいて、個人がそれぞれの人生ビジョンを尊重され、多様なライフプランを形成していく必要性が高まっている中、県民が妊娠および出産の希望を含む自分たちの将来設計を考えて、日々の健康や生活に向き合えるように支援するもので、包括的性教育の考え方とも重なると考えています。</p>

NO.	意見等の概要	延べ 件数	県の考え方
5	<p>(リプロダクティブ・ヘルス、リプロダクティブ・ライツについて) 「リプロダクティブ・ヘルス(妊娠したい人、妊娠したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシャルな人(無性愛、非性愛の人)問わず、心身ともに満たされ健康にいられること)」、「リプロダクティブ・ライツ(産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利)」について新たに項をおこして記載すべき</p> <p>[本文P46]</p>	1	<p>[本文の趣旨に一致] 本項目においては、価値観が多様化し、自分らしい人生を送る人が増加する中で、仕事・結婚・出産・子育てにおいて、個人がそれぞれの人生ビジョンを尊重され、多様なライフプランを形成していく必要性が高まっている中、県民が妊娠および出産の希望を含む自分たちの将来設計を考えて、日々の健康や生活に向き合えるように支援するもので、「リプロダクティブ・ヘルス」「リプロダクティブ・ライツ」の考え方とも重なると考えています。</p>
6	<p>(結婚・子育てを前向きにとらえられるようなロールモデルの提示) 結婚や子育てに感じる不安を解消するため、これらを前向きに捉えられるようなロールモデルの提示が必要なのではないか。</p> <p>[本文P46]</p>	1	<p>[今後の取組の参考] 今後の施策推進上において、ロールモデルの提示も含め、結婚や子育てに対する希望がかなえられ、前向きにとらえられるようなメッセージを発信し、気運を醸成する取り組みを推進してまいります。</p>
7	<p>(給付型奨学金の拡充について) 給付型の奨学資金の拡充についても明記すべき。</p> <p>[本文P46]</p>	8	<p>[本文の趣旨に一致] 本文P58、3行目において「奨学給付金制度や(中略)により、授業料以外の教育費負担についても支援を実施します」としており、給付型の奨学金についても実施してまいります。</p>
8	<p>(不登校への対応について) 不登校対応について、家庭への支援について具体策を示すべき。</p> <p>[本文P47]</p>	1	<p>[今後の取組の参考] 本プランでは、P.47主な取組①として、「保護者への計画的な支援」等において今後5年間の今後の施策の推進方策の方向を示しています。 具体的な事業内容については、毎年策定する「子ども・子育て未来プラン」において記載し、子ども・子育て会議で評価検証しながら進めていきます。</p>
9	<p>(教育環境の整備について) 学校施設の老朽化対策や環境改善等は、市町単位では進んでいない。予算措置もしっかり講じてほしい。</p> <p>[本文P47]</p>	1	<p>[今後の取組の参考] 市町立の学校については必要な整備が行われており、整備に当たっては、国の財政支援制度の活用が図られるよう助言を行っています。 従来から国に対し、財政支援の拡充や予算確保等を求めており、今後も引き続き国へ要望してまいります。</p>
10	<p>(教育環境の整備について) 学校施設の老朽化対策や環境改善等について記載しているが、子ども・子育て支援プランに関係なくおこなわれていることである。あえて記載する必要はない。</p> <p>[本文P47]</p>	4	<p>[対応困難] 学校施設の老朽化対策や環境改善等については、Z世代応援パッケージの一つとしてすでに実施されていますが、子どもの学習環境の充実は、子どもの学びを支える重要な施策であり、プランの基本理念である「すべての子どもが健やかに育つ兵庫の実現」に資することから、プランにも記載することが妥当と考えています。</p>
11	<p>(ICT教育の充実について) ICT環境の充実(通信速度改善、ICT機器の定期的な更新・メンテナンスの実施等)に特化した環境整備について記載すべき。</p> <p>[本文P47]</p>	5	<p>[本文の趣旨に一致] ICT環境の充実は、本文P.47「②学びやすい教育環境の整備」の一つであると考えており、学校教育におけるICTの活用の更なる推進等としてプランに記載し、今後とも充実に向けて取り組みます。</p>

NO.	意見等の概要	延べ 件数	県の考え方
12	<p>(教員のICT教育技術の向上) 学校現場におけるICT環境の整備が整いつつある今、教員自身のIT向上だけではなく、児童生徒がICTを活用するための指導力向上に向けて、研修の充実や教員同士でのアイデアの共有などを推奨すべき。</p> <p>[本文P47]</p>	1	<p>[本文の趣旨に一致] 学校教育におけるICT活用の日常化に向けて、教員のICT活用指導力の向上を図るべく、県立総合教育センターにおける教育の情報化に関する研修を充実させたり、教育事務所毎に情報教育推進専門員を配置し、小・中・高・特別支援学校の教員を対象とした情報教育研修会等を開催しております。</p>
13	<p>(公立高校における端末負担について) 公立高校のGIGAスクール構想で活用する端末は個人購入で、家計への負担が増大している。小中学校と同様、端末の貸与をおこなうべき。</p> <p>[本文P47]</p>	9	<p>[本文の趣旨に一致] 県立高等学校においては、家庭等でも端末を用いた学習が自由に行えるよう、個人所有の端末を学校に持ち込んで利用するBYOD (Bring Your Own Device)を導入し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図っています。なお、経済的な事情により端末を用意することが困難な生徒への支援策として、端末貸与制度や、端末購入に係る奨学資金貸与制度を設けています。</p>
14	<p>(地域と連携した教育環境づくりについて) 地域と連携した教育環境づくりについて、具体的に何を整備するのが記載されていない。具体的な施策を記載すべき。</p> <p>[本文P48]</p>	4	<p>[今後の取組の参考] 本プランでは、P.48「③地域と連携した学習環境づくり」において、学校と地域の相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、相互に育ち合いながら、地域の教育力の向上を図る等、今後5年間の推進方策の方向を示しています。 具体的な事業内容については、毎年策定する子ども・子育て未来プランの年次プログラムにおいて記載し、子ども・子育て会議で評価検証しながら進めていきます。</p>
15	<p>(コミュニティスクールの意義) コミュニティスクールの意義を学校、地域、社会に浸透させる具体的な方策によって協力体制を整えていく必要がある。</p> <p>[本文P48]</p>	1	<p>[本文の趣旨に一致] 子ども・子育て未来プランの年次プログラムにおいても記載しているとおり、コミュニティ・スクールの発展・拡充に向けた事業を展開しています。今後も協力体制の整備に努めていきます。</p>
16	<p>(予期せぬ妊娠を防ぐための施策) 課題を抱える妊産婦への支援について、出産を前提とした施策が記載されているが、予期せぬ妊娠を防ぐための施策(薬局等で経口避妊薬を安く販売することを推進するなど)についても記載してほしい。</p> <p>[本文P50]</p>	1	<p>[本文の趣旨に一致] 原則、薬局で処方箋なしに緊急避妊薬を販売することは認められていませんが、現在、国(厚生労働省)では、将来的に予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できる仕組みを検討するため、薬局での販売方法などについて情報を集めるための調査研究を行っており、その一環として、一部の薬局での販売が行われていますので、県としても国の動きを注視してまいります。 予期せぬ妊娠に対しては、相談窓口を引き続き設置し、周知してまいります。</p>
17	<p>(安心して子育てができる環境の整備が最も大切) 予期せぬ妊娠を防ぐための施策も必要であるが、子どもが生まれた後も安心して子育てができる環境の整備が最も大切なのではないだろうか考える。</p> <p>[本文P50]</p>	1	<p>[本文の趣旨に一致] 安心して子育てできる環境の整備が最も重要なことの一つであるという認識から、プランの基本理念に「誰もが安心して子育てでき、」と定め、安心して子どもを産み育てることができる兵庫を目指しています。</p>

NO.	意見等の概要	延べ 件数	県の考え方
18	<p>(相談窓口の具体的な記載) 妊娠・出産期における相談や支援の充実について、気軽に専門職に相談できる窓口がどこにあり、どのような内容を相談できるのか、具体的に記載すべきである。</p> <p>[本文P51]</p>	3	<p>[今後の取組の参考] 今後の施策推進上において、わかりやすく県民に周知し、気軽に相談していただけるよう、広報に努めてまいります。</p>
19	<p>(受動喫煙対策) 「子どものいる場所の喫煙・タバコは止めるべき」ということの周知徹底と施策規制がより一層必要。 子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」(2/3助成)の予算化を、県と市町村で検討してはどうか。</p> <p>[本文P52]</p>	1	<p>[今後の取組の参考] 今後、子どもの受動喫煙防止に向けて、より効果的で効率的な周知に努めていきます。 禁煙のサポートにつきましては、禁煙治療は既に健康保険が適用され、自己負担額は一定割合になっているところですが、子どもをたばこの煙から保護するための取組の参考にさせていただきます。</p>
20	<p>(フッ化物応用によるう蝕の予防) フッ化物応用によるう蝕の予防は、フッ化物の危険性などもあるため、プランでは削除し、個人の判断とすべき。</p> <p>[本文P51]</p>	6	<p>[ご意見を反映しました] 「歯及び口腔の健康づくり推進条例」の記載に合わせて「科学的根拠に基づくむし歯の予防」と修正し、引き続き、乳幼児からのむし歯予防対策に取り組んでまいります。 なお、むし歯予防でのフッ化物の応用については、同意が得られた方に対して、科学的に安全な濃度で行われているものです。</p>
21	<p>(健診データ等の取扱) 歯科検診などのデータを集積・分析し、関係機関への情報提供をすることについては、個人情報の取り扱いに十分注意する必要があります。どこにどのような目的で、どのような方法で情報提供をおこなうのか明記すべき。さらに、「個人情報の取り扱いに十分配慮して」という文言を追記すべき。</p> <p>[本文P52]</p>	4	<p>[ご意見を反映しました] 集積・分析している歯科健診等のデータについては、個人情報に十分留意するよう努め、県内の歯科疾患有病率の地域差の縮小に向けて情報提供を行っており、いただいたご意見を反映し、「県内の歯科疾患有病率の地域差の縮小に向けて、個人情報の取扱いに配慮したうえで」の文言を追記しております。</p>
22	<p>(保育士等の研修を受けやすい環境づくり) 各種研修の実施は必要だが、職員定数改善と賃金水準の向上が同時になされないと、保育士・幼稚園教諭等の多忙化につながる。研修を受けやすい環境づくりを同時におこなうことを明記すべき。</p> <p>[本文P53]</p>	6	<p>[本文の趣旨に一致] 中堅保育士を対象とした保育士等キャリアアップ研修の受講等を要件とする技能や経験に応じた処遇改善等加算の実施や、保育士等を配置基準以上に配置している施設に対して人件費を支援します。また、保育支援者の配置支援による保育士の業務負担軽減を実施してまいります。</p>
23	<p>(保育士・幼稚園教諭等のICT活用) 保育士・幼稚園教諭等のICT活用の観点を記載すべき。 職員研修のオンライン・オンデマンド化による多忙化解消や、ICT機器の活用により、支援を必要とする子どもへの支援等がおこなえる。</p> <p>[本文P53]</p>	1	<p>[今後の取組の参考] 本県独自の研修等について動画配信による研修を導入していますが、引き続き受講環境の改善に努めます。 また、保育所等におけるICT化を推進する国補助事業を活用した支援について、引き続き市町に働きかけてまいります。</p>

NO.	意見等の概要	延べ 件数	県の考え方
24	<p>(不適切保育の防止) 死亡事故や不適切保育の防止には、職員 の配置基準(増員)が必要ではないか。</p> <p>[本文P53]</p>	4	<p>[本文の趣旨に一致] P.54保育士等を配置基準以上に配置している施設 に対して人件費を支援します。また、保育支援者の 配置支援による保育士の業務負担軽減を実施しま す。 また、不適切保育防止のための研修動画を作成し、 配信しています。</p>
25	<p>(養護教諭を必置に) 昨今の状況を鑑みると、養護教諭について 配置を努力目標ではなく、配置すべきでは ないかと考える。特別な支援を必要とする 子どもやアレルギー対応も必要な中、養護 教諭は欠かせない存在と考える。</p> <p>[本文P53]</p>	1	<p>[今後の取組の参考] 認定こども園・保育所等においてアレルギー児等の 対応は、施設の管理栄養士又は嘱託医等と保護者 と連携を取るなどの対応をしているところです。 養護教諭の配置は幼稚園設置基準により努力義務 とされており、私立幼稚園においては、養護教諭の 配置は設置者の判断となるため、計画等への反映 は現時点では困難です。 なお、アレルギー対応を含めた給食提供のあり方 についての研修を行っています。</p>
26	<p>(地域における子育て支援) 障害のある子どもや医療的ケアを必要とす る子ども、保護者への支援について明記す べき。</p> <p>[本文P55]</p>	5	<p>[本文の趣旨に一致] P77「④医療的ケア児への支援」において地域での 医療的ケア児への支援策について記載しています。</p>
27	<p>(こども誰でも通園制度について) こども誰でも通園制度は安全性が確保でき ず反対。預かり保育を充実(保育料無償、 いつでもだれでも預けられる、保育士の確 保等)し、利用しやすくすれば良い。</p> <p>[本文P56]</p>	1	<p>[今後の取組の参考] 就労要件や理由を問わず未就園児が利用できる制 度である一方、新たな人材確保等を含めた効率的 かつ効果的な実施方法の検討が必要です。市町の 情報共有を図る会議の開催や課題・意見を国に申 し入れる等など制度が有効なものになるよう、県と して支援に努めてまいります。</p>
28	<p>(幼稚園の時間外保育ニーズへの対応) 通常の教育時間外に対する保育ニーズへ の対応として、私立幼稚園へのとりくみが記 載されているが、公立幼稚園では行わない のか。 県として幼稚園以外で主体的に行う施策を 記載すべき。</p> <p>[本文P56]</p>	3	<p>[本文の趣旨に一致] 通常の教育時間外に対する保育ニーズへ対応する ため、公立幼稚園においてもP55「①地域における 子育て支援」の「一時預かり事業」の中で実施してい ます。市町が実施主体ではありますが、県としても市 町への支援を行っております。</p>
29	<p>(保育料・給食費の無償化) 保育料・給食費を無料にしてほしい。</p> <p>[本文P57]</p>	3	<p>[今後の取組の参考] 限られた財源の中、これまで同様に保育料軽減の 予算確保に努めるとともに、国に対してすべての子 どもの無償化を実現するよう働きかけるなど、子育て 支援の充実に努めてまいります。 給食費については、在宅育児家庭とのバランスも考 慮する必要があるとの考えを踏まえ、国の動向を注 視してまいります。</p>

NO.	意見等の概要	延べ 件数	県の考え方
30	<p>(こども医療費の無償化) 県の責任で子ども医療費を18歳、さらに22歳まで無料にしてほしい。</p> <p>[本文P57]</p>	1	<p>【対応困難】 大変厳しい財政状況の中、本県では、助成対象年齢を入院・通院とも中学3年までとする全国でも上位の水準としています。また、自己負担については、受益と負担のバランスの観点や、制度を持続的で安定したものとするために必要と考えています。低所得の方々には負担を軽減するなどの措置を行っています。</p>
31	<p>(教育費の負担軽減) 教育費の負担軽減を実施してほしい。</p> <p>[本文P58]</p>	3	<p>【本文の趣旨に一致】 本文P58「③ 高校・高等教育における教育費の負担軽減」に記載していますが、就学支援、奨学資金の貸与、授業料や入学金の負担軽減、奨学給付金制度などについて推進してまいります。</p>
32	<p>(放課後児童クラブ待機児童の解消) 県下で1000人以上の待機児童が出ている。早急に待機児童を解消する手立てをとってほしい。</p> <p>[本文P58]</p>	1	<p>【本文の趣旨に一致】 本文P58「①放課後児童クラブの拡充」に基づき、引き続き、市町と連携しながら、放課後児童クラブの拡充を推進してまいります。</p>
33	<p>(放課後児童クラブの子ども・支援員の待遇改善) 放課後児童クラブの環境整備による子どもの待遇改善とともに、支援員の増員、給与や諸手当の改善等、支援員の待遇改善についても明記すべき。</p> <p>[本文P58～59]</p>	13	<p>【本文の趣旨に一致、今後の取組の参考】 本文P58「①放課後児童クラブの拡充」に基づき、放課後児童クラブの量的拡大や受け皿拡大に応じた人材確保を進めるに当たり、引き続き、放課後児童クラブの質的充実や職員の処遇改善も踏まえて取り組んでまいります。</p>
34	<p>(小1の壁対策) 学童保育に入れないケースや、親の出勤が子どもの登校時刻より早いことにより、退職せざるを得ない状況への具体的支援策を明記すべき。 ただし、学校への早朝登校は、教職員への負担が大きいため、支援員による対応等、教職員に頼らない支援策を実施すべき。</p> <p>[本文P58]</p>	11	<p>【本文の趣旨に一致、今後の取組の参考】 本文P58「①放課後児童クラブの拡充」に基づき、放課後児童クラブの量的拡大や受け皿拡大に応じた人材確保を進めるに当たり、引き続き、保護者のニーズや学校との連携の在り方も含めて適切な受け皿確保に取り組んでまいります。</p>
35	<p>(放課後児童クラブの質の充実) 大規模な学童保育所の分割を行って、少なくとも40人以下で子どもたちが安心・安全に放課後を過ごせるようにすることが必要。 施設と指導員を明確に区分した学童保育となるよう分割の取り組みにも支援をお願いする。</p> <p>[本文P58]</p>	2	<p>【本文の趣旨に一致、今後の取組の参考】 本文P58「①放課後児童クラブの拡充」に基づき、放課後児童クラブの量的拡大や受け皿拡大に応じた人材確保を進めるに当たり、引き続き、放課後児童クラブの質的充実や職員の処遇改善も踏まえて取り組んでまいります。</p>

NO.	意見等の概要	延べ 件数	県の考え方
36	<p>(「子ども食堂」や居場所づくりについて) 「子ども食堂」は県や市町が主体となってとりくむべき。 県が主体となっておこなう子どもの居場所づくりについての施策を記載すべき。</p> <p>[本文P59]</p>	4	<p>[今後の取組の参考] 地域において自主的に運営されている子ども食堂の自主性を尊重するとともに、県内各地での開設に重点を置いて、子ども食堂の開設に必要な経費の一部を補助しております。</p> <p>子ども家庭庁の「こどもの居場所づくりに関する指針」によると、「都道府県は、市町村の取組を支えるとともに、管内の市町村間や都道府県間の連携を図りつつ、広域的なこどもの居場所づくりの環境整備を行う。」となっており、県としても、市町や地域と連携しながら、子どもの居場所づくりを下支えしながら取り組んでいきます。</p>
37	<p>(「子ども食堂」への補助について) 「子ども食堂」を持続可能な居場所づくりとするためにも、「立ち上げ時からの継続的な補助」をすべき。</p> <p>[本文P59]</p>	5	<p>[今後の取組の参考] 県内に子ども食堂のない市町がある中、まずは全市町での設置を目指し、子ども食堂の立ち上げに必要な経費の一部を助成しています。</p> <p>また、子ども食堂が、地域に根ざし継続的に運営していくためには、学校、地元市町、住民など関係者の理解や協力が重要であることから、①学校に対しては、子ども食堂の取組を紹介し、生徒への参加の促しや子ども食堂から周知依頼があった場合の協力等を働きかけるとともに、②地域住民に対しては、市町とともに理解や協力を呼びかけるため、市町の首長等を対象に、子ども食堂の役割や重要性を伝えるトップセミナーを開催しています。</p> <p>今後は、地域住民や企業からの食材提供等の情報を発信する専用ホームページを新たに開設し、子ども食堂への食材提供を促すほか、子ども食堂のイベントに学校や地域が協力した取組事例なども広く発信することにより、子ども食堂が関係者と協力関係を築きながら継続して運営できるよう支援して参ります。</p>
38	<p>(子どもの意見聴取について) 「子どもの意見」を聞くことを明記していただきたい。子どもの意見を尊重し、方策に取り入れていただきたい。</p> <p>[本文P59]</p>	2	<p>[本文の趣旨に一致] 子どもの意見を聴取する取組については、本文P59「2 子ども・若者・子育て当事者の意見を尊重する社会づくり」「②子ども・若者・子育て当事者の意見表明機会の創出」に記載している「こども政策モニター」や「子どもを対象としたパブリック・コメント」、「意見表明支援員」の取組等を実施することを通じて、意見を表明する機会を確保していきます。</p>

NO.	意見等の概要	延べ 件数	県の考え方
39	<p>(子どもの意見聴取について) オンブズマン、子どもコミッショナー等の第三者機関の設置等により、意見を表明できる場を設定することが必要。</p> <p>[本文P59]</p>		<p>【今後の取組の参考】 子どもの意見を聴取する取組については、本文P60「2 子ども・若者・子育て当事者の意見を尊重する社会づくり」「②子ども・若者・子育て当事者の意見表明機会の創出」に記載している「こども政策モニター」や「子どもを対象としたパブリック・コメント」の取組等を実施することを通じて、意見を表明する機会を確保していきます。</p> <p>8 こども家庭センター(児童相談所)においては、令和3年度から、一時保護児童(令和4年度から入所措置等児童を対象を拡大)のこどもの意見表明権を保障するため、兵庫県弁護士会に委託し、「意見表明支援員」を派遣する事業を実施しています。さらに、こどもの権利擁護の強化を図るため、こどもの権利擁護に係る環境整備を進めていきます。</p>
40	<p>(メディアリテラシー教育について) SNSや動画による誹謗中傷などの人権問題が多く見られることをふまえ、子どもだけでなく大人も正しい情報を見極められるよう「メディアリテラシー」教育の推進についてふれるべき</p> <p>[本文P62]</p>	13	<p>【ご意見を反映しました・今後の取組の参考】 P62 IV 子どもと子育てに温かい地域社会づくり 4 安全・安心な子育て環境づくり ③ 安全なインターネットの利用環境づくり1行目に、「青少年愛護条例の趣旨を踏まえ、「子どもの安全・安心なインターネット利用のため、大人と子どもがともに考えるルールづくりの推進やフィルタリング」と修正しました。</p>
41	<p>(低年齢のインターネットの適正利用の啓発) インターネット利用の低年齢化がすすんでいる状況をふまえ、保護者や、早い時期からの啓発が必要ではないか</p> <p>[本文P62]</p>	4	
42	<p>(男性が働きやすい環境づくりへの記載) 育児・介護をふまえた男性のワーク・ライフ・バランスの推進や、男性が育児休業を気兼ねなく取得するよう周囲の理解を深める取組を推進すべき。</p> <p>[本文P63]</p>	11	<p>【ご意見を反映しました】 P63 V 子育てと仕事の両立支援 1 ワーク・ライフ・バランスの推進【現状・課題と今後の方向性】7行目を「誰もが働きやすい職場環境整備を推進します。」と修正しました。</p>
43	<p>(働きやすい環境整備について) 働きやすい環境整備について、三交代制や夜勤をともなう勤務が必要な職場では、シャワー室や仮眠室が整備されておらず、女性が働くことができない環境にある。トイレや休憩室、仮眠室等と限定しないよう表記すべき。</p> <p>[本文P63]</p>	3	<p>【ご意見を反映しました】 P63 V 子育てと仕事の両立支援 1 ワーク・ライフ・バランスの推進【主な取組】②働きやすい職場環境整備の文章に「シャワー室」を追加しました。</p>
44	<p>(里親委託について) 里親や特別養子縁組をしようとする人の仕事と育児の両立支援についても記載してほしい。</p> <p>[本文P68]</p>	2	<p>【今後の取組の参考】 養育里親を育児休業制度の対象に含めるよう国へ働きかけを行うなど共働き里親に対する支援の必要性は認識しており、更なる里親支援の充実に努めます。</p>

NO.	意見等の概要	延べ 件数	県の考え方
45	<p>(ヤングケアラー支援) ヤングケアラーを早期発見・解消するために社会福祉を充実させ、既存施策のさらなる充実により、「ヤングケアラーがなくなることをめざす」とするほうがよいのではないかと。</p> <p>[本文P74]</p>	3	<p>[本文の趣旨に一致] P74【現状・課題と今後の方向性】【主な取組】に記載のとおり、ヤングケアラー本人を含めた世帯全体に必要な支援が行き届くよう、早期発見、悩みの相談支援、福祉サービスへのつなぎ、人材育成・普及啓発など全県的な支援体制の充実を図って参ります。</p>
46	<p>(ヤングケアラーへの支援) ヤングケアラー同士の交流会は当事者の心のよりどころになるかもしれないが、根本的な解決につながるとは思えない。当事者が改善を実感できるような具体的取り組みを明記してほしい。</p> <p>[本文P74]</p>	3	<p>[本文の趣旨に一致] ヤングケアラーの負担軽減にあたっては、本人に寄り添った相談対応や、ケア対象者である家族への福祉サービスの充実が欠かせないことから、本文P74「②相談支援・福祉サービスへのつなぎ」の中で、本人や家庭の状況に応じた支援を実施しています。</p>
47	<p>(ヤングケアラーに気づくための支援) 本人がヤングケアラーであることに気づくための支援や、保護者が認めない場合等にもふれ、主な取組を記載すべき。</p> <p>[本文P74]</p>	1	<p>[本文の趣旨に一致] 本文P74「③人材育成・普及啓発」に記載している「広報・啓発活動等を通じてヤングケアラーに対する社会的認知度の向上」を図る一環として、ヤングケアラー本人の気づき等についても取り組んでいます。</p>
48	<p>(ひきこもりへのネットワークを通じた支援) 学校など公共機関だけでは限界があり、民間の支援団体等がその分大きな役割を担ってくれている。そのような支援団体へのもっと支援をする必要がある。</p> <p>[本文P75]</p>	1	<p>[ご意見を反映しました] P75 ① 相談支援体制の充実の4行目に、「また、地域ブランチには、不登校児童生徒の中学校卒業・高校中退の後も、適切な支援を継続するため、学校と連携しながら支援を行う青少年地域支援員を配置しています。」と追記しました。 本文には記載ませんが、支援員配置のために、地域ブランチ(NPO等民間支援団体)への委託料を増額しました。</p>
49	<p>(特別支援教育の推進について) 「障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備」とあるが、「すべての時間をともにすごすため」とした方がよいのでは。 特別支援教育第四次推進計画には「可能な限りともに過ごす」とあるが、条件整備にまでこの文言を参照する必要はない。</p> <p>[本文P76]</p>	2	<p>[今後の取組の参考] 県のプランとして一貫した方向性を示すため、「特別支援教育第四次推進計画」に準拠した表現としています。</p>
50	<p>(マイノリティの子どもが尊重される社会) 在日朝鮮人をはじめとした定住外国人やマイノリティの子どもたちが尊重される社会となるような具体的な施策の実現をイメージできる計画になってほしい。 朝鮮学校等が教育や保育の無償化対象外になっていることを改めてほしい。</p> <p>[本文Pー]</p>	3	<p>[本文の趣旨に一致・今後の取組の参考] 本文P77「9 外国にルーツをもつ子どもたちとその過程への支援」で定住外国人をはじめとした支援について記載しています。 またそれ以外にも障害児、ヤングケアラー、子どもの貧困、引きこもり等、特別な支援が必要な子どもに対する支援を推進方策の一つと定めており、すべての子ども・若者が健やかに成長できる良好な成育環境をつくっていきます。 教育や保育の無償化の対象については、国によって対象者が定められているため、今後も国の動向を注視してまいります。</p>

NO.	意見等の概要	延べ 件数	県の考え方
51	<p>(他者を尊重する施策の実施) ハラスメント加害者・被害者に啓蒙するなど、他者を尊重し上下関係や排除で苦しむ人を無くすべく施策を充実させてほしい。</p> <p>[本文Pー]</p>	1	<p>[本文の趣旨に一致] プランの目標の1つ目に「子ども・若者の多様な人格や個性、人権を尊重する」としており、人権を尊重したプランを作成し、施策を進めて参ります。</p>
52	<p>(性暴力被害者のためのセンターの創設) 大阪府のSACHICOのような、24時間、医療機関併設の性暴力ワンストップセンターを兵庫県でもただちに作ってほしい。</p> <p>[本文Pー]</p>	1	<p>[今後の取組の参考] 本県においては、ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」と「性暴力被害者支援センター・ひょうご」の2つのワンストップ支援センターが存在しています。「よりそい」では、時間外の相談について、国設置の夜間休日コールセンターに電話が転送される仕組みになっており、実質24時間相談を受け付けています。 また、性暴力被害者支援センター・ひょうごは総合病院である県立尼崎総合医療センターに設置しており、病院併設の機能を有しています。 24時間体制の医療機関併設を有するセンターについては、意見があったことを両センターに共有したうえで、今後引き続き必要性について検討してまいります。 (参考:各センターの開設時間) ○ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」 平日9:00～17:00 ○性暴力被害者支援センターひょうご 平日9:00～16:30 (いずれも土日祝、年末年始を除く)</p>
53	<p>(選択的夫婦別姓の政府への働きかけ) ジェンダー平等、男女共同参画を進めるために、県として選択的夫婦別姓をただちに実現するよう政府にはたらかけてほしい。</p> <p>[本文Pー]</p>	1	<p>[今後の取組の参考] 国の動向を注視し検討していくこととしており、男女共同参画社会づくりを進める上で、今後の参考とします。</p>
54	<p>(「ミモザ企業」について) 男女共同参画班の目玉事業である「ミモザ企業」に、県知事選挙で公職選挙法違反が報じられている会社の認定をしていることは非常に問題なので、見直ししてほしい。</p> <p>[本文Pー]</p>	1	<p>[その他] 本プランは、今後5年間の施策の推進方策の方向について検討したものであり、事業における個別事例の取り扱いは、ここで議論・検討する内容ではないと考えます。</p>
55	<p>(男女参画部署について) ジェンダー平等の観点から、男女共同参画「班」でなく、予算をしっかりとつけて、「課」に戻してほしい。</p> <p>[本文Pー]</p>	1	<p>[今後の取組の参考] 子育てと仕事の両立を図るため、ワークライフバランスや女性活躍の推進、男性の家事・育児参画など、男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層進むよう、必要な組織体制を検討します。</p>
56	<p>(教育力の低い親への支援) 子どもの成長のためには家庭の教育力は不可欠だが、保護者によっては未成熟である場合もあるため、支援する必要がある。</p> <p>[本文Pー]</p>	1	<p>[本文の趣旨に一致] P56ページに、②家庭の事情に応じた柔軟な支援として、子どもの接し方等の子育てに悩みを抱える親等を対象に、相談や専門家による訪問など、不安を抱える保護者への支援を実施します。</p>

NO.	意見等の概要	延べ 件数	県の考え方
57	(安全・安心な給食の促進) 子どもに安全、安心な給食を提供できるよう、有機農業を進めてほしい。 [本文Pー]	1	[今後の取組の参考] 有機農業推進のために、県産有機農産物の活用を進めており、その一環として、有機農業者が学校給食に食材を供給し、児童・生徒や栄養教諭等に対して有機農産物の特徴や環境に関する食育活動を行っています。
58	(市への指導) 神戸市は他の市町より教育が遅れていると感じるので、県がしっかり指導してほしい。 [本文Pー]	1	[対応困難] 政令指定都市は、原則として都道府県と同等の権限と責任を有し、小中学校の教職員を任命してその給与費の2分の1を負担し、広域で一定水準の人材を確保する責務を負っています。 兵庫県としては、神戸市の政令指定都市としての権限を尊重しながら、連携を図ってまいります。
59	(少人数学級の実現) 小中学校での少人数学級(20～30人以下)を実現してほしい [本文Pー]	4	[今後の取組の参考] 本県では国の学級編成基準に即して、小学校において令和7年度までに段階的に35人学級、令和8年度以降は中学校が予定されています。さらなる少人数学級(20～30人以下)の実施にあたっては、教員や財源、教室の確保等、多くの課題があることから、教職員定数改善計画を早期に策定・実施するように国に働きかけます。
60	(トライやるウィーク・自然学校の中止) トライやるウィークや自然学校は中止し、個々の子どもたちの状況に合ったきめ細かい対応をしてほしい。 [本文Pー]	1	[対応困難] 兵庫型「体験教育」は、体験活動を通して豊かな人間性や社会性を育む機会となり、自己認識や人間関係の深まりなど、子どもたちの成長を促す大切な教育活動です。今年度からスタートした第4期ひょうご教育創造プランにおいても、コロナ禍において、体験活動の機会や地域とのつながりが減少するなど、子どもたちに多面的な影響を与えられたことを踏まえ、本県が大切にしてきた教育として、引き続き兵庫型「体験教育」を推進していくこととしています。
61	(トライやるウィークの自衛隊体験の中止) 子どもの敵対行為への参加を禁じた「子どもの権利条約」違反であるトライやるウィークの自衛隊体験を中止してほしい。 [本文Pー]	1	[対応困難] 「トライやる・ウィーク」における自衛隊での活動は、救急救命訓練、人命救助術の学習、ライフハック術の学習、医務・医療班の見学、「人と防災未来センター」での防災・減災、災害派遣等についての学習等を実施しており、子ども達にとって、有意義な活動場所として認識しています。加えて、例年、安全面を含め活動の様子を確認しています。 事業の趣旨や活動内容と照らし合わせても、子どもの権利条約第38条にある敵対行為への直接参加にあたらなないと考えます。

NO.	意見等の概要	延べ 件数	県の考え方
62	<p>(給食の無償化等について) 安全安心の県内食材を使った自校方式の給食にしてほしい。給食費無償化を県の政策で実現してほしい。</p> <p>[本文Pー]</p>	1	<p>【対応困難】 学校給食の実施については、学校設置者である市町教育委員会が、地域の実情や保護者の意向、教育的効果等を総合的に判断のうえ決定しています。また、給食費無償化については、義務教育無償化の一環として捉えるのであれば、国が行うべきものと考えています。県としては、学校給食を「生きた教材」として活用し、学校における食育を効果的に推進していくとともに、保護者の方の負担軽減のため、引き続き国に対して、給食費無償化に向けた補助制度の創設を要望していきます。</p>
63	<p>(県立高校の統廃合) 県立高校の統廃合計画を中止してほしい。</p> <p>[本文Pー]</p>	2	<p>【対応困難】 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づく発展的統合については、少子化による生徒数減少に伴う学校規模の縮小が、高校での多様な学びに支障を来している中、複数の学校の特色・伝統を継承しながら更に発展させ、学校規模を大きくすることで、高校生が成長し自己実現を果たせる魅力と活力ある高校の教育環境を確保するために推進しているものです。</p>
64	<p>(学校の統廃合について) 各市町で学校の統廃合が進んでいるが、現場にいる子どもたちや教職員には、説明がなされていない。現場の声を取り上げることが必要ではないか。</p> <p>[本文Pー]</p>	1	<p>【今後の取組の参考】 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」の策定に当たっては、令和3年度に県下10地区での小・中学校PTA対象の説明会や、市町教委・市町行政・中学校長の代表、県議会議員対象の説明会を行い、意見聴取するとともに、令和4年7月の統合対象校の公表に際しては、学校毎にPTA・同窓会代表への説明や、生徒全校集会での説明、保護者への周知等を丁寧に行ってきました。 更に、統合対象校毎の検討委員会を各4回開催し、継承・発展させるべき教育活動や特色ある学科の設置、施設・設備の充実についての議論を、公開により行い、教職員による議論や生徒アンケート、地域自治会・PTA・同窓会の代表・中学校長等で構成する学校評議員等の地域関係者への説明・意見聴取を踏まえ、令和4年11月17日に、統合校の特色や想定設置場所等を盛り込んだ基本計画を策定・公表しています。 令和5年度は、「発展的統合校開設準備委員会」において統合校の教育の基本理念、設置学科、特色ある教育活動、教育課程の基本方針等について、学校関係者等からの意見聴取も行いながら検討を進め、令和5年12月21日に学校名(仮称)を含む実施計画を策定・公表しました。 今年度は、「発展的統合校開設準備委員会」を継続設置し、新設校の教育課程、年間行事計画、各種規定、校歌・校章・校則等の検討を進めるとともに、オープン・ハイスクール、学校説明会の実施、学校案内の配布等を行っています。 今後も、発展的統合による新設校の具体的教育内容等については、生徒・保護者に加え、学校評議員等の地域関係者の意見等を聴き取るとともに、丁寧な周知・広報に努めていきます。</p>

NO.	意見等の概要	延べ 件数	県の考え方
65	<p>(軍事費の削減について) 基地をなくし、軍備増強一辺倒で危険を呼び込むやり方をやめ、平和のための対話と学習で友好を築いてほしい。軍事費増強に反対し、避難所の貧困を解消し災害支援、教育・暮らしの充実に予算をきっちり割いてほしい。</p> <p>[本文Pー]</p>	1	<p>【その他】 基地等については国の所管事項になり、プランに直接関係のないご意見と考えます。 県としては、子ども・子育て支援に必要な予算が確保できるよう、引き続き努めます。</p>
66	<p>(万博への子どもの招待の中止) 企業の利益のためだけに、有害ガスも出続け、事故もあり、避難計画もない、カジノのための万博へ子どもたちを行かせないでほしい。</p> <p>[本文Pー]</p>	1	<p>【その他】 万博子ども招待プロジェクトは、学校への説明会及び意向調査を実施し、訪問を希望する学校を対象に招待する事業です。 日本国際博覧会協会では、メタンガス対策の公表、避難計画が盛り込まれた防災実施計画を策定・公表しており、本県としてもそういった安全対策や会場内休憩場等の万博会場の状況などについて、学校向け説明会等の場において、丁寧に説明を実施しています。 大阪万博から50年ぶりに開催されるこの機会に、希望する学校へのサポートを引き続き進めることとします。</p>
67	<p>(全体の標記) 全体として表記の統一をおこなうべきである。子どもと子供など、表記が異なっている部分が多く見られる。 P75に「コロナ禍」との表現があるが、「コロナ」という名前の方もあることが考えられるので、人権的に配慮し、「感染症流行下」に変えるべきである。</p> <p>[本文Pー]</p>	1	<p>【本文の趣旨に一致】 「こども・子供」の表記については計画を通して「子ども」を使用していますが、固有名詞(「こども家庭庁」など)については、そのままとしています。 「コロナ禍」の標記については、その他の感染症流行期とは社会状況や、その後の影響度合いが異なっていることから、より分かりやすくするために記載しています。</p>
68	<p>(やさしい版) ルビがつけてあり、外国にルーツがある方等にとってとても有効。ただルビをつけるだけではなく、「かんたんな日本語」にすることでさらなる効果があるのではないかと思います。</p> <p>[本文Pー]</p>	1	<p>【ご意見を反映しました】 「やさしい版」については、ルビを振るだけではなく、一般版よりもやさしい日本語で記載をしています。各推進方策のタイトルにあたる部分については、「一般用」との関係がわかるよう、同じ表現を使用しているため、やや難しい面もありますが、その下に、内容をやさしい日本語で説明することでフォローしています。 さらにわかりやすい表現になるように、改めて見直しを行います。</p>